

緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する疑問や不安への対応に加え、新たに感染拡大防止協力金制度に関する質問等を、これまでと同じ電話番号の相談センターでお受けします。

**名 称：東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金
相談センター**

設 置 日：令和2年4月15日（水）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567（おかけ間違いにご注意ください。）

※緊急事態措置についてはHP上にFAQを掲載しています

※新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、以下の番号で受け付けます。

0570-550-571（新型コロナコールセンター）